

令和5年度八千代市決算に基づく
資金不足比率審査意見書

八千代市監査委員



八 監 第 2 0 5 号

令和 6 年 8 月 1 9 日

八千代市長 服 部 友 則 様

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和 5 年度八千代市決算に基づく資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により
審査に付された令和 5 年度八千代市決算に基づく資金不足比率及びその算
定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を
提出します。

令和５年度八千代市決算に基づく 資金不足比率審査意見書

第１ 審査の対象

令和５年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２ 審査の期間

令和６年７月２６日から同年８月１９日まで

第３ 審査の方法

令和５年度決算に基づく資金不足比率の審査に当たっては、その算定の基礎となる計数は正確であるか、また、算定の方法は関係諸法規に適合しているか等の諸点に留意し、関係諸帳簿、証書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取した上で実施した。

第４ 審査の結果

審査に付された令和５年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、適正に作成されているものと認められた。

第5 審査の概要

令和5年度決算に基づく資金不足比率の概要は、次表のとおりである。

(単位：％)

区分	資金不足比率		経営健全化基準
	令和5年度	令和4年度	
水道事業	－	－	20.0
公共下水道事業	－	－	20.0

備考

- 1 資金不足比率については、資金不足が生じていないため「－」で表示している。
- 2 経営健全化基準とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項に規定する基準であり、当該基準以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならないものとされている。

第6 審査の意見

令和5年度決算に基づく資金不足比率について、水道事業会計及び公共下水道事業会計は、いずれも資金不足が生じていないことが認められた。